株式会社筑波銀行

証券コード：8338

第98期 定時株主総会 招集ご通知

■**日時**　2022年６月24日（金曜日）午前10時
（午前９時開場）

■**場所**　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル 10階 大会議室

※株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめとさせていただいております。

Tsukuba Bank

目次

■第98期定時株主総会招集ご通知 …… 1

■株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件 …… 5

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件 …… 7

【添付書類】

■第98期事業報告 …… 16

■計算書類 …… 41

■連結計算書類 …… 47

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、昨年同様、縮小した規模で開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット、スマート行使等により、事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会会場において、感染予防のための対応をお願いする場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申しあげます。

証券コード　8338
2022年６月３日

株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番７号
株 式 会 社　筑 波 銀 行
取締役頭取　生　田　雅　彦

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述３～４頁のご案内にしたがって、2022年６月２３日（木曜日）営業時間終了（午後５時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2022年６月２４日（金曜日）午前10時

２．場　　所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル　10階　大会議室

３．目的事項

報 告 事 項
１．第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載させていただきます。

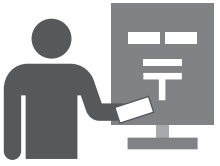
議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

開催日時　2022年６月24日（金曜日）午前10時



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　2022年６月23日（木曜日）午後５時到着分まで



インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2022年６月23日（木曜日）午後５時まで

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使プラットフォームについて
  管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限 **2022年６月23日（木曜日）午後５時まで**

1 「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。

・「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**１回に限り**議決権を行使できます。

2 ID・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
▶ 「インターネットによる議決権行使について」左クリックしてお読みのうえ 次へすすむ ボタンを押す

2 「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン
▶ **3** 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
0120-768-524
（年末年始を除く ９：00～21：00）

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
0120-288-324
（平日 ９：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1　提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

（1）変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2　変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第15条　（条文省略）	第13条～第15条　（現行どおり）
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第16条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第17条～第20条　（条文省略）	第17条～第20条　（現行どおり）
（新　設）	附　則 １．変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、２０２２年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、２０２３年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、２０２３年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、社外役員で構成する指名諮問委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		現在の当行における地位
1	再任	藤川雅海（ふじかわまさみ）		取締役会長
2	再任	生田雅彦（いくたまさひこ）		取締役頭取
3	再任	越智悟（おちさとる）		取締役副頭取
4	再任	篠原智（しのはらさとる）		取締役専務
5	再任	瀬尾達朗（せおたつろう）		常務取締役
6	再任	菊池謙一（きくちけんいち）		取締役
7	再任	長島明伸（ながしまあきのぶ）		取締役
8	新任	岡野強志（おかのつよし）		上席執行役員
9	再任	根本祐一（ねもとゆういち）	社外取締役候補者　独立役員	社外取締役

候補者番号 1

藤川 雅海（ふじかわ まさみ） (1952年10月13日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 176,643株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	関東銀行入行
2002年 2 月	関東銀行ひたちなか支店長
2003年 4 月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2003年 9 月	関東つくば銀行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長
2004年 7 月	関東つくば銀行総合企画部長
2006年 6 月	関東つくば銀行取締役総合企画部長
2007年 6 月	関東つくば銀行常務取締役総合企画部長
2007年 7 月	関東つくば銀行常務取締役
2008年 4 月	関東つくば銀行専務取締役
2010年 3 月	当行専務取締役
2011年 4 月	当行取締役副頭取
2012年 6 月	当行取締役頭取
2019年 6 月	当行取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

藤川雅海氏は、経営企画部門等の統括を歴任後、2006年6月に取締役（旧関東つくば銀行）へ就任。その後も、事務部門、市場金融部門、監査部門等を統括し、また、全国地方銀行協会の理事などの要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2012年6月から当行の代表取締役頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かすことにより、2019年6月に代表取締役会長、2020年6月より現職の取締役会長へ就任。引続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

生田 雅彦（いくた まさひこ） (1960年10月12日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 95,543株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	関東銀行入行
2006年 4 月	関東つくば銀行石岡支店長
2007年 7 月	関東つくば銀行総合企画部副部長
2010年 3 月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長
2010年 8 月	当行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役
2012年 7 月	当行執行役員総合企画部長
2014年 4 月	当行上席執行役員総合企画部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業本部長
2015年 6 月	当行取締役営業本部長
2016年 4 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　総合企画部・事務統括部・事務集中部・秘書室担当
2018年 6 月	当行取締役副頭取　監査部担当
2019年 4 月	当行取締役副頭取
2019年 6 月	当行取締役頭取（現職）

取締役候補者とした理由

生田雅彦氏は、経営企画部門、営業部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も事務部門、監査部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、2019年6月より現職の代表取締役頭取へ就任。就任以降も、力強いリーダーシップで全行を牽引し、構造改革、企業価値向上に取組んでまいりました。引き続きその経験や知見を活かすことにより、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できる人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3

越智（おち） 悟（さとる） (1960年11月15日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 81,443株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行
2006年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長
2008年 6 月	茨城銀行事務部長
2010年 3 月	当行上席執行役員事務部・人事部担当
2011年 4 月	当行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック担当)
2011年10月	当行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック担当)
2012年 4 月	当行上席執行役員事務統括部長
2013年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2015年 4 月	当行常務執行役員市場金融部・総務部担当
2015年 6 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　人事総務部・市場金融部担当
2018年 6 月	当行取締役専務　人事総務部・市場金融部担当
2019年 4 月	当行取締役専務　市場金融部担当
2020年 6 月	当行取締役副頭取　市場金融部担当(現職)

取締役候補者とした理由

越智悟氏は、事務部門、営業部門、市場金融部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も融資部門、人事総務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に代表取締役専務、2020年6月より現職の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4

篠原（しのはら） 智（さとる） (1961年4月22日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 69,543株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	関東銀行入行
2005年 4 月	関東つくば銀行谷田部支店長
2007年10月	関東つくば銀行法人部副部長
2010年 3 月	当行営業統括部副部長兼資産運用推進室長
2010年10月	当行筑西支店長
2012年 7 月	当行執行役員筑西支店長兼下館支店長
2012年11月	当行執行役員営業本部副本部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年 7 月	当行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年10月	当行常務執行役員営業推進部長
2016年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2016年 6 月	当行取締役営業本部長
2017年 6 月	当行常務取締役営業本部長
2018年 6 月	当行専務取締役営業本部長
2019年 4 月	当行専務取締役　人事総務部・事務統括部・事務集中部担当
2020年 6 月	当行取締役専務　人事総務部担当（現職）

取締役候補者とした理由

篠原智氏は、営業部門等の統括を歴任後、2016年6月に取締役へ就任。その後も人事総務部門、事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月に専務取締役、2020年6月より現職の代表取締役専務を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5

瀬尾達朗（せおたつろう）（1963年8月28日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 52,243株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年４月	関東銀行入行
2005年７月	関東つくば銀行大みか支店長
2007年10月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2010年３月	当行ひたちなか支店長
2011年10月	当行日立支店長
2013年４月	当行融資部長
2014年４月	当行執行役員融資部長
2015年10月	当行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2016年４月	当行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2017年６月	当行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2018年６月	当行常務取締役　総合企画部・秘書室担当
2022年４月	当行常務取締役　総合企画部担当（現職）

取締役候補者とした理由

瀬尾達朗氏は、融資部門等の統括を歴任後、2017年6月に取締役へ就任。その後も経営企画部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 6

菊池謙一（きくちけんいち）（1962年10月８日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 30,343株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月	関東銀行入行
2005年７月	関東つくば銀行総合企画部主任調査役
2008年４月	関東つくば銀行総合企画部部長代理
2010年３月	当行総合企画部副部長
2013年４月	当行システム統括部長
2015年４月	当行事務統括部長
2017年４月	当行執行役員事務統括部長
2019年４月	当行上席執行役員事務統括部長
2020年６月	当行取締役　事務統括部・事務集中部担当
2022年４月	当行取締役　事務本部長委嘱（現職）

取締役候補者とした理由

菊池謙一氏は、システム関連と事務関連の統括を歴任後、2020年6月に取締役へ就任。また、経営企画部門の特に主計関連に携わった豊富な経験と幅広い能力を有しております。こうした豊富な見識を活かすことにより、特に、金融ＩＴの高度化に関する専門性や知見を高い水準で有しており、取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 7

再任

長島 明伸（ながしま あきのぶ） （1965年6月28日生）

候補者の有する当行の株式数

普通株式 30,943株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月	関東銀行入行
2005年 7 月	関東つくば銀行人事部部長代理
2008年 4 月	関東つくば銀行東京支店長兼総合企画部東京事務所長
2010年 3 月	当行東京支店長兼総合企画部東京事務所長
2010年 8 月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長兼東京事務所長
2011年 5 月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長
2014年 4 月	当行筑西エリア長兼筑西支店長兼下館支店長
2016年 4 月	当行執行役員筑西エリア長兼筑西支店長兼下館支店長
2017年 4 月	当行執行役員人事総務部長
2018年 4 月	当行上席執行役員人事総務部長
2019年 4 月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2019年 9 月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長兼霞ヶ岡支店長
2020年 3 月	当行上席執行役員本店営業部エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長兼霞ヶ岡支店長兼桜町支店長兼真鍋支店長
2021年 4 月	当行上席執行役員営業副本部長
2021年 6 月	当行取締役　営業本部長委嘱（現職）

取締役候補者とした理由

長島明伸氏は、経営企画部門、人事総務部門等の統括を歴任後、2021年6月に取締役へ就任。その後も営業部門を統括するなど、営業店と経営企画部門とのバランスのとれた幅広い知見と豊富な業務経験を有しております。こうした豊富な見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができる人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 8

新任

岡野 強志（おかの つよし） （1966年2月21日生）

候補者の有する当行の株式数

普通株式 14,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月	茨城相互銀行入行
2010年 3 月	当行人事部部長代理
2011年 4 月	当行人事部副部長
2011年10月	当行大みか支店長兼大みか駅前支店長
2013年 7 月	当行総合企画部上席主任調査役
2014年 4 月	当行総合企画部広報室長
2016年 4 月	当行総合企画部副部長
2017年 4 月	当行総合企画部長
2018年 7 月	当行執行役員総合企画部長
2020年 7 月	当行上席執行役員総合企画部長（現職）

取締役候補者とした理由

岡野強志氏は、これまで、人事部副部長、大みか支店長兼大みか駅前支店長、総合企画部副部長、上席執行役員総合企画部長等を歴任し、豊富な業務経験と幅広い能力を有しております。特に経営企画部門には長年携わるなど、知識と経験を生かし取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することができ、当行の取締役会に欠かせない必要な人材と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 9

根本祐一（ねもと ゆういち）（1952年９月30日生）

再任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　5,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年４月　茨城県信用保証協会入協
2006年４月　同協会本店営業部長
2008年４月　同協会土浦支店長
2011年４月　同協会監事
2015年３月　同協会監事　退任
2015年４月　同協会理事
2016年３月　同協会理事　退任
2016年４月　同協会参与　指導検査室長委嘱
2018年３月　同協会　退職
2019年６月　当行取締役（非常勤）（現職）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

根本祐一氏は、長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、理事を歴任。県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済活性化の発展に貢献しました。2019年6月に社外取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。今後も中立的な立場で地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待できる人物と判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 根本祐一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 根本祐一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 根本祐一氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、会社法第423条第1項に定める責任について、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。
6. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を含む。以下、「取締役」という）との役員等賠償責任保険契約について
当行は、取締役との間において、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用および損害賠償金等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
本総会において、取締役の選任が承認された場合、取締役との間において当該契約を継続する予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞

「社外役員の独立性に関する基準」

当行における社外役員は、原則として、以下のいずれの要件にも該当しない場合、独立社外役員に該当するものといたします。

1．当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人である者（全従業員）。また、過去10年間においてこれらに該当する者。

2．当行を主要な取引先（注１）とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

3．当行の主要な取引先（注１）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

4．現在または最近（注２）において、当行の主要株主（注３）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。

5．当行からの役員報酬以外に、当行もしくは当行の子会社または当行の関連会社から、過去３年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等。または、今後得る予定がある者。

6．現在または最近（注２）において、当行の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員である者。

7．一定額を超える寄付金（注４）を当行から受領している、または今後受領する予定がある団体の業務執行者。

8．次に掲げる者（重要でない者（注５）は除く）の近親者（注６）。

・上記２～７に該当する者。

・当行および当行の子会社また当行の関連会社の業務執行取締役、執行役員、または支店長その他の使用人（全従業員）。また、過去５年間においてこれらに該当する者。

（注１）「主要な取引先」の定義
直近事業年度を含む３事業年度各年度の年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の１％以上の取引先をいう。

（注２）「最近」の定義
就任の前１年以内を基準として判定する。

（注３）「主要株主」の定義
当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

（注４）「一定額を超える寄付金」の定義
過去３年平均にて年間1,000万円または、当該団体の総収入または経常収益の２％のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

（注５）「重要でない者」の定義
会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に属する者については公認会計士や弁護士などを「重要な者」とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

（注６）「近親者」の定義
二親等内の親族をいう。

＜ご参考＞

当行の取締役会は、取締役会の役割と責務を実効的に果たすとともに、業務執行に対する実効性のある監督を実施するため、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務や課題に精通した者と各専門分野における高い見識と豊富な経験を有する者を確保することが必要であると考えております。

また、取締役会は、経営理念を実践し中期経営計画を実現するために、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。

社内取締役（候補者を含む）が専門性と経験を有する分野および社外取締役（候補者を含む）に特に期待する分野は、以下のとおりであります。

【スキル・マトリックス】

	氏名	社内取締役が専門性と経験を有する分野								社外取締役に特に期待する分野			
		経営戦略	リスク管理	市場運用	人事管理	営業・本業支援	企業審査	サステナビリティ	ＩＴ・デジタル	企業経営	金融	法務	財務会計
監査等委員でない取締役候補者	藤川雅海	●	●	●				●	●				
	生田雅彦	●	●			●		●	●				
	越智悟			●	●	●	●	●	●				
	篠原智				●	●		●	●				
	瀬尾達朗	●					●	●					
	菊池謙一							●	●				
	長島明伸				●	●		●					
	岡野強志	●						●					
	根本祐一 社外									●	●		
監査等委員である取締役	尾崎聡		●	●			●	●					
	横井のり枝 社外										●		●
	鈴木大輔 社外										●	●	
	田宮弘志 社外									●	●		
	瀬尾純一郎 社外									●	●		●

※スキル・マトリックスは、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。
・社内取締役（候補者を含む）は、各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することができる分野を選定しております。
・社外取締役（候補者を含む）は、有資格者および他社での経験、知識、能力等から特に期待する分野を選定しております。

以　上

添付書類

第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の販売業務を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供するとともに、地域の持続的成長に向けた取組みを積極的に展開しております。

金融経済環境

国内経済　国内経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限と緩和が繰り返され、緩やかな回復基調となりましたが、その回復力は弱く停滞感の強い状況となりました。景気の先行きについては、ワクチン接種の促進や新たな変異株の動向および原油などの資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱、円安の進展による物価上昇などが個人消費や製造業の業況に与える影響を注視する必要があり、不透明な状況が続くことが想定されます。

県内経済　県内経済は、輸出や生産については、一部で半導体等の供給制約や原材料価格の高騰の影響を受けつつも回復基調となりましたが、個人消費は、行動制限の長期化により、対面型サービス業の需要が落ち込むなど、回復のペースは緩慢な動きとなりました。

金融情勢　長期金利は、夏場にかけて0％近傍まで低下し、安定的に推移しましたが、米国金利上昇やインフレ懸念を背景に上昇圧力が高まり、今年3月に0.25％に上昇するなど、およそ6年2か月ぶりの高水準をつけました。株式相場は、感染拡大に伴う行動制限などから伸び悩み、日経平均株価の年度間の値幅は5,952円と小幅な値動きとなりました。日経平均株価は、昨年9月に首相交代による期待感からバブル崩壊後の最高値となる30,670円をつけましたが、今年に入りウクライナ情勢による景気減速懸念などから、3月に一時25,000円を割込み前年度末比1,357円安と2年ぶりの下落となりました。為替相場は、ドル高・円安が進行し、今年3月には125円台と約6年7か月ぶりの安値となり、年度間値幅は17円62銭と非常に大きな値動きとなりました。

事業の経過および成果

このようにわが国経済は、昨年に引続き新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年間となりました。こうした金融経済環境のもと、当行は「ファースト・コール・バンク」の実現に向けて、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感の確立を目指してまいりました。

2019年4月にスタートした第4次中期経営計画（以降「第4次中計」とします）については、最終年度を迎え計画のテーマである経営資源の「選択と集中」による基本戦略の3つのイノベーション（サービス品質、経営資源、営業力）に基づく諸施策を着実に履行してまいりました。また、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社への移行や、中長期的な企業価値向上に向けた東証の「プライム市場」の選択など、将来を見据えた対応についても着実に進めてまいりました。

加えて、昨年5月にお客さまへのさらなる支援強化を目的にＳＢＩホールディングス株式会社と「戦略的業務提携強化に関する合意書」を締結し、共同ファンド設立による地元企業への出資や、デジタル化による利便性向上およびＤＸ支援のため、「つくばアプリ」や業種別ＤＸ支援パッケージの提供などに取組んでまいりました。

第4次中計における「サービス品質のイノベーション」については、変異株の感染拡大に伴い集合研修の開催が難しい状況となるなか、ＴＶ会議システムを有効に活用するなど、従業員のスキルアップに努めてまいりました。また、分散勤務や交替勤務、フレックスタイム制度や短時間勤務制度の活用など多様な働き方改革にも積極的に取組みました。さらに、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援するとともに、女性従業員のキャリア開発支援や復職支援を含め女性の活躍推進に取組んでまいりました。加えて、第4次中計の指標でもある「従業員満足度調査」を実施し、その調査結果の真因分析を踏まえた改善策を実施することで、働く環境の整備を図ってまいりました。

「経営資源のイノベーション」については、経営資源の「選択と集中」により、店舗・人財・時間・資金等の経営資源を有効に活用するなかで、店舗外ＡＴＭを含め店舗拠点やグループ組織の見直しに取組んでまいりました。店舗拠点数については、店舗統廃合やエリア営業体制を積極的に推進した結果、74拠点となり、第4次中計の目標を達成しました。これらの施策等により、行員数は昨年3月末の1,415名から1,368名と47名削減となり、第4次中計の目標の1,370名を達成しました。併せて、全営業店に新営業店端末ＴｆＡＣＥや店頭タブレット端末の導入を完了するなど、お客さまの利便性を高めるとともに、営業店業務の効率化・集中化・ペーパーレス化を図り、収益拡大が期待できる地域・店舗に営業力を集中させることで、さらなる営業力の強化を目指した人員配置を実施してまいりました。そうした

取組みにより、営業行員比率は51.9%、1拠点あたりの営業行員数は11名となり、それぞれ第4次中計の目標を達成しました。加えて、業務委託の内製化や外部委託の見直しなど、抜本的な経費削減に取組んだ結果、第4次中計の目標を上回る実績を上げることができました。

「営業力のイノベーション」については、第4次中計に掲げた「地元中小企業への徹底的な支援」を実践すべく、コンサルティング営業による金融仲介機能の強化に努め、コロナ禍における地元中小企業への資金繰り支援をはじめ、事業性評価に基づくリファイナンスやオンライン商談による販路拡大支援、新業務進出支援、事業承継・M&A等の本業支援に徹底的に取組んでまいりました。その推進体制として、本部と営業店が一体となり、提案から成約までのプロセスに関与する「コンサルティングサポート協議会」は、お客さまにスピード感を持って最善の提案を行い、本業支援を実現することができる当行独自のビジネスモデルとなりました。こうした体制構築により、リファイナンスやコベナンツ融資および販路拡大や事業承継・M&Aなどの事業性評価に基づく提案と成約件数は着実に増加しております。

このような活動の成果として、当行が最も力を入れている中小企業貸出は、2022年3月末で前年度末比218億円増加の7,610億円と合併後最大の残高となりました。また、「お客さま本位の業務運営」を定着させる活動の実践およびお客さまの資産形成を全力でサポートするなど、伴走型支援に注力してまいりました。さらに、企業の福利厚生支援として「ハッピーエールサポート」を積極的に推進するとともに、返済口座不要のカードローン「アスジョイ」の取扱を開始するなど、お客さまの支援強化を図ってまいりました。

加えて、東日本大震災以降取組んできたＳＤＧｓ推進プロジェクト『あゆみ』をはじめとした地域振興や地域創生の活動および気候変動や脱炭素などＳＤＧｓで掲げる社会的課題にも積極的に取組み、地域経済の持続的な発展に尽力しております。その活動の一環として、昨年8月に「ＴＣＦＤ（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同表明」を行い、「環境・社会に配慮した投融資方針」の制定および温室効果ガス削減への取組強化のため2030年までに「CO2排出量削減目標」を2013年度比50%削減とする情報開示を行いました。さらに、今年3月に「サステナブルファイナンス目標」（2022年4月から2031年3月までの9年間）を設定し、環境や社会的課題解決に向けたお客さまの取組みを積極的に支援してまいります。

こうした取組みにより、第4次中計の目標である5項目の経営指標は、以下のとおり、すべて達成することができ、当行の収益基盤は着実に改善してきております。

経営指標	2022年3月末目標	2022年3月末実績
コア業務純益	30億円以上	58億円
当期純純益	25億円以上	41億円
自己資本比率	8%台	8.92%
ＲＯＥ	2.4%以上	3.92%
コアＯＨＲ	5%改善	12.99%改善

今後も、地域金融機関として金融仲介機能を十分発揮するとともに、地域における共通価値の創造および地域社会の持続的な発展に積極的に取組んでまいります。

以上の取組みの結果、2022年3月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資産

預金は、個人預金および法人預金が増加したこと等から、前年度末比618億79百万円増加し、期末残高は2兆4,663億36百万円となりました。また、預り資産残高は、投資信託残高が増加したこと等から、前年度末比263億12百万円増加の2,711億27百万円となりました。

貸　出　金

貸出金は、新型コロナウイルス感染症対策融資を中心に中小企業向け貸出が増加したことや、地方公共団体向け貸出の増加等から、期末残高は前年度末比679億47百万円増加の1兆8,825億96百万円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、地方債等の国内債券が減少する一方、投資信託等が増加したこと等から、期末残高は前年度末比251億97百万円増加の5,014億19百万円となりました。

損　益　面

経常収益は、国債等債券売却益は減少しましたが、有価証券利息配当金や預け金利息の増加に加え、役務取引等収益が増加したこと等により、前年度比9億72百万円増加の365億45百万円となりました。

経常費用は、人件費を中心に営業経費が減少したことに加え、国債等債券売却損が減少したこと等から、前年度比20億66百万円減少の314億13百万円となりました。

その結果、経常利益は前年度比30億38百万円増加し51億32百万円となりました。

当期純利益は、前年度に特別利益に計上しました子会社株式売却益の反動減等から、前年度比7億89百万円減少の41億88百万円となりました。

自己資本比率

銀行の健全性を示す自己資本比率については、利益計上により自己資本は増加しましたが、リスク・アセット額も増加したこと等から、前年度末の9.14%から0.21ポイント低下し、8.92%となりました。

連結業績について

財政状態

当連結会計年度末における連結純資産額は、親会社株主に帰属する当期純利益を42億33百万円計上しましたが、その他有価証券評価差額金が評価損となったこと等から、前年度末比82億12百万円減少し1,040億97百万円となりました。

連結総資産額は、銀行単体で現金預け金および貸出金等が増加したこと等から、前年度末比2,626億13百万円増加し2兆9,610億28百万円となりました。

経営成績

当連結会計年度における連結経常収益は、前年度比8億88百万円増加し366億80百万円となりました。一方、連結経常費用は、前年度比18億45百万円減少し314億78百万円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比27億33百万円増加し52億1百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比24億73百万円増加の42億33百万円となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするため

に、普通株式は1株当たり5円とさせていただきました。なお、第四種優先株式は預金保険機構から「優先配当年率としての資金調達コスト（令和2年度)」が「0.00％」と公表されたことから、1株当たり配当額は「0円」とさせていただきました。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少・高齢化に伴うマーケット縮小やマイナス金利政策の長期化が続くなか、新型コロナウイルス感染症による地域経済への打撃も加わり厳しさを増しています。そのようななか、新たな生活様式の浸透やデジタル化による顧客サービスの向上や業務のデジタル化が求められております。また、低収益環境下において、業務効率化や業務の抜本的な見直しによるコスト削減を図ることで、経営基盤を強化する動きが見られます。

そのような環境下、2022年度は第5次中期経営計画（「Rising Innovation2025」～未来への懸け橋～“つながり”）のスタートにあたり、重要な1年となります。「選択と集中」をキーワードに展開した第4次中計における取組みを、第5次中計につなげていくとともに、お客さま、地域社会、従業員とのつながり（リレーションシップ）を強みとして、「小回り」と「質」の高いサービスを提供し続けることにより、ビジネスモデルを深化させ共通価値の創造へつなげてまいります。第5次中計の各施策を着実かつ積極的に推進することにより、経営基盤の強化に取組むとともに、地域を支える金融機関として、地元中小企業や地域の課題解決に向けた伴走型支援に銀行グループ全体で徹底的に取組んでまいります。また、お客さまの長期的な資産形成支援として、ＡＩを活用するなど、お客さま一人ひとりに寄り添い最適な金融商品の提供に努めてまいります。加えて、ＳＤＧｓ推進プロジェクト『あゆみ』をはじめとした地域活性化および気候変動や脱炭素などＳＤＧｓで掲げる社会的課題にも積極的に取組み、「環境・社会に配慮した投融資方針」に沿った取組みを推進するとともに、温室効果ガス削減への取組強化を図るなかで、地域経済の持続的な発展に尽力してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症については、3回目のワクチン接種促進および経口薬の普及が急がれていますが、新たな変異株も懸念されるなど、依然として収束の見通しが立たない状況です。景気の先行きは、コロナ禍に加え、原材料価格の高騰や国際情勢の緊迫化等により不透明感が増しており、地域経済についても厳しい状態が続くものと想定されます。そうしたなか当行は、地域金融機関の役割・責務として、お客さまや地元中小企業を徹底的に支え、支援していくことにより、地域の持続的成長に貢献してまいります。

今後とも、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、当行グループ一丸となり、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引続き格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	２０１８年度	２０１９年度	２０２０年度	２０２１年度
預金	2,256,981	2,251,676	2,404,457	2,466,336
定期性預金	957,929	894,656	841,729	808,366
その他	1,299,051	1,357,019	1,562,727	1,657,970
貸出金	1,646,313	1,685,616	1,814,648	1,882,596
個人向け	505,222	506,017	499,313	506,658
中小企業向け	713,006	722,296	803,122	823,681
その他	428,083	457,303	512,213	552,255
商品有価証券	453	436	231	200
有価証券	475,116	437,121	476,221	501,419
国債	81,156	69,151	45,649	45,473
その他	393,959	367,969	430,572	455,945
総資産	2,403,672	2,381,813	2,697,468	2,959,925
内国為替取扱高	5,750,533	5,867,152	6,072,605	6,291,636
外国為替取扱高	百万ドル 111	百万ドル 101	百万ドル 94	百万ドル 82
経常利益	1,776	2,308	2,094	5,132
当期純利益	936	1,012	4,977	4,188
１株当たり当期純利益	円 銭 11 34	円 銭 12 23	円 銭 60 31	円 銭 50 75

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「１株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

（ご参考）連結業績の推移

（単位：百万円）

	２０１８年度	２０１９年度	２０２０年度	２０２１年度
経常収益	38,119	37,819	35,791	36,680
経常利益	1,995	2,632	2,467	5,201
親会社株主に帰属する当期純利益	1,083	1,223	1,760	4,233
純資産額	110,460	105,303	112,310	104,097
総資産	2,401,627	2,379,649	2,698,415	2,961,028

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,368人
平均年齢	42年7月
平均勤続年数	20年0月
平均給与月額	344千円

（注）1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数は就業人員数であり、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数

	当年度末
茨城県	135店（うち出張所 7 ）
栃木県	6店
千葉県	4店
埼玉県	0店
東京都	2店
インターネット専業支店	1店
合計	148店（ 〃 7 ）

（注）１．当年度末において、店舗外ＡＴＭを98か所設置しております。
また、セブン銀行との提携によるＡＴＭ全国26,253台（うち県内763台）、E-netとの提携12,489台（うち県内293台）、ローソン銀行との提携13,542台（うち県内214台）、イオン銀行との提携によるＡＴＭ全国6,437台（うち県内254台）が利用可能となっております。
２．行政上の登録店舗数は148か店となっておりますが、経営効率性の観点から店舗廃合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を行ってきたことにより、インターネット専業支店を除いた当年度末の店舗の拠点数は74拠点となっております。

ロ．当年度新設営業所

新設の営業所はありません。

（注）１．当年度において店舗外ＡＴＭの新設はありません。
２．当年度において次のＡＴＭを廃止しました。

【ＡＴＭの廃止】

守谷支店	守谷南出張所	筑西支店	ヨークベニマル筑西横島店出張所
荒川本郷支店	荒川沖出張所	牛久東支店	牛久愛和総合病院出張所（※）
下妻営業部	下妻市役所出張所	磯原支店	北茨城市役所出張所（※）
宇都宮支店	簗瀬出張所	真壁支店	大和出張所（※）
伊奈支店	伊奈板橋出張所	伊奈支店	つくばみらい市役所伊奈庁舎出張所（※）
関城支店	大圃病院出張所	伊奈支店	つくばみらい市役所谷和原庁舎出張所（※）
岩井支店	坂東市役所出張所	大洗支店	大洗町役場出張所（※）

（※）2022年4月1日からの常陽銀行との店舗外ＡＴＭ共同化に伴う廃止。

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社あおぞら銀行

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の状況

（単位：百万円）

設備投資の総額	927

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
TfACE端末関連	78
ソフトウェア	576

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑波総研株式会社	土浦市中央二丁目11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサルティング業務	百万円 50	% 100.00	――
つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合	土浦市中央二丁目11番7号	投資業務	百万円 458	% 99.00	――
つくば地域活性化2号ファンド投資事業有限責任組合	土浦市中央二丁目11番7号	投資業務	百万円 252	% 99.00	――

（注） 1．上記の重要な子会社等3社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。
2．当連結会計年度の経常収益は366億80百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は42億33百万円であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協、信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
7．株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
8．株式会社常陽銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、茨城ネット資金センターを設置し、代金回収サービス（略称Ｉ－ＮＥＴ資金サービス）を行っております。
9．じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2008年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行および株式会社福井銀行との間で「フィンクロス・パートナーシップ」を締結し、各行のデジタル化の連携・協働を進めております。
11. ＳＢＩグループとの業務提携により、ＳＢＩマネープラザの共同運営、地元企業向けファンドの設立、デジタル化による利便性向上ならびに地元企業へのＤＸ支援等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職	その他
藤川　雅海	取締役会長			
生田　雅彦	(代表取締役) 取締役頭取			
越智　　悟	(代表取締役) 取締役副頭取	市場金融部		
篠原　　智	(代表取締役) 専務取締役	人事総務部		
木村 伊知郎	常務取締役	融資部、リスク統括部		
瀬尾　達朗	常務取締役	総合企画部、秘書室		
菊池　謙一	取締役	事務統括部、事務集中部		
長島　明伸	取締役	営業本部長委嘱		
根本　祐一	取締役（社外）			(注) 3,4
尾崎　　聡	取締役監査等委員 (常勤)			(注) 1,2
杉山　　勉	取締役監査等委員 (常勤)			(注) 1,2
横井 のり枝	取締役監査等委員 (社外)		日本大学経済学部准教授	(注) 1,3,4
鈴木　大輔	取締役監査等委員 (社外)		渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士	(注) 1,3,4
田宮　弘志	取締役監査等委員 (社外)		トーア再保険株式会社　取締役 (社外)	(注) 1,3,4
瀬尾 純一郎	取締役監査等委員 (社外)			(注) 1,3,4

(注) 1.当行は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2.当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要会議への出席や報告の受領等による情報収集、会計監査人並びに内部監査部門等との連携などの監査活動において、行内事情に精通した常勤を置くことにより、監査等委員会としての継続的かつ実務的な組織体制を構築し、監査の実効性を向上させるためであります。
3.取締役のうち根本祐一氏、横井のり枝氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏および瀬尾純一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、田宮弘志氏は2021年6月29日付で電気興業株式会社 監査役（社外）を退任しております。
4.取締役　根本祐一氏、横井のり枝氏、鈴木大輔氏、田宮弘志氏および瀬尾純一郎氏の5名につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5.常務取締役　豊田高久氏は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
6.監査役（社外）堀内巧氏は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する方針

当行は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会で定められた報酬年間限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という）については取締役会の決議により、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）については監査等委員の全員の同意により決定することとしております。

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を作成し、取締役会の諮問機関として設置している社外役員で構成される報酬諮問委員会の意見を最大限尊重して、2021年5月14日開催の取締役会において決定方針を決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

○基本方針

当行の取締役の報酬は、年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の役員報酬等も勘案した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては役職を踏まえて報酬案を経営陣幹部にて作成し、報酬諮問委員会の意見を踏まえ、適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬は、基本報酬である確定報酬（月額報酬）、業績連動報酬（賞与）と非金銭報酬等（譲渡制限付株式）にて構成しております。ただし、業績連動報酬（賞与）と非金銭報酬等（譲渡制限付株式）については、監査等委員および社外取締役は除かれます。

○基本報酬の個人別の報酬等の額および支給時期の決定に関する方針

当行の取締役の基本報酬は、月額の確定報酬とし、役職に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

○業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および額ならびに支給時期の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当行の業績に反映した現金報酬とし、各事業年度の収益状況を鑑みて各取締役の確定報酬を基準として一律の比率にて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。なお、適宜、当行の業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものといたします。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を付与するものといたします。

○取締役の個人別の報酬の額に対する基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

各取締役の種類別の報酬割合については、当行の年度業績を踏まえつつ同業他社および他業態の報酬水準を踏まえて役職毎の報酬案を経営陣幹部にて作成し、報酬諮問委員会において検討を行います。取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することといたします。

ウ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその意見を最大限尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	員数（人）	報酬等の総額（百万円）				
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	その他
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	11	203	197	—	6	—
取締役（監査等委員）	6	43	43	—	—	—
監査役	5	13	13	—	—	—

（注）1.報酬等は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.期末現在の人員は取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名（うち社外1名）、取締役（監査等委員）6名（うち社外4名）であります。

3.当行は、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、本移行）しております。監査役の員数および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の員数および報酬等は移行後の期間に係るものであります。なお、員数には、本移行に伴い取締役および監査役から取締役（監査等委員）に就任した6名を含んでおります。

4.上記の員数および報酬等の総額には、第97期定時株主総会で退任した取締役1名および監査役（社外）1名が含まれております。

5.当行の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月24日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額360百万円以内（基本報酬320百万円、非金銭報酬等40百万円（社外取締役を除く））、監査等委員である取締役の報酬額については年額72百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外1名）、監査等委員である取締役は6名（うち社外4名）であります。

6.取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会の委任決議に基づき、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うことが相応しいとの判断から、代表取締役頭取生田雅彦が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ております。

7.報酬の構成は、「基本報酬」、「業績連動報酬（賞与）」、「非金銭報酬等」としております。構成割合は、「基本報酬」76%、「業績連動報酬（賞与）」14%、「非金銭報酬等」10%としております。「業績連動報酬（賞与）」は、会社の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）を鑑みて、各取締役の基本報酬を基準として一律の比率にて算出された額を年次で金銭を支給いたしますが、2009年度以降支給実績はございません。なお、「業績連動報酬（賞与）」については、適宜、業績に応じて報酬諮問委員会の答申を踏まえ見直しを行うこととしております。

8.「非金銭報酬等」は譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
根　本　祐　一	会社法第423条第1項に定める責任について、社外役員がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
横　井　のり枝	
鈴　木　大　輔	
田　宮　弘　志	
瀬　尾　純一郎	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当行は、当行取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象としております。

・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

・当該契約の保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
横　井　のり枝	日本大学　経済学部　准教授
鈴　木　大　輔	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士
田　宮　弘　志	トーア再保険株式会社　取締役（社外）

（注）　1．取締役（監査等委員）　鈴木大輔氏が兼職しております渥美坂井法律事務所弁護士法人と当行との間には、貸出金の取引があります。

2．田宮 弘志氏は、2021年6月29日付で電気興業株式会社 監査役（社外）を退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
根　本　祐　一	2年　9か月	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席しております。	信用保証協会の理事を務めるなど経営者としての視点から、県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わった知識や経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、経営諮問委員会の議長として業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
横　井　のり枝	5年　9か月	当事業年度開催の取締役会20回のうち17回出席し、また監査等委員会13回のうち11回出席しております。	長年に渡る経済産業界の研究を通じて培った知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、指名諮問委員会の議長として業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
鈴　木　大　輔	2年　9か月	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席し、また監査役会6回のすべてに出席、監査等委員会13回のすべてに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬諮問委員会の議長として報酬等を含めた業務執行の適切な評価と監督等を行っております。
田　宮　弘　志	1年　9か月	当事業年度開催の取締役会20回のすべてに出席し、また監査役会6回のすべてに出席、監査等委員会13回のすべてに出席しております。	会社役員、会社監査役等の経営者としての経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
瀬　尾　純一郎	0年　9か月	就任後の当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また監査等委員会13回のすべてに出席しております。	長年の日本銀行勤務に基づく金融全般の高度な専門性や見識、および会社役員、会社監査役等の経営者としての経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	6名	24百万円	該当事項はありません。

(注) 1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は、社外役員5名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第97期定時株主総会で退任した1名が含まれているためであります。
3．社外役員の報酬の構成は基本報酬のみであります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	82,553千株
	第三種優先株式	―
	第四種優先株式	70,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	21,918名
第三種優先株式	―
第四種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,692千株	12.95%
筑波銀行行員持株会	4,839	5.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,685	4.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	2,219	2.68
株式会社広沢製作所	1,591	1.92
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,088	1.31
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	934	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	657	0.79
JPモルガン証券株式会社	640	0.77
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	587	0.71

(注) 1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類および数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	8人	普通株式 57,144株
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 宮田世紀 指定有限責任社員 業務執行社員 轡田留美子	64	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算定根拠等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務(公認会計士法第2条第1項)の内容は、日本版CRS及びFATCA対応の指導・助言業務等であります。

(注) 1．金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
3．当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ロ．当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当ありません。

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において以下のとおり決議しております。

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項

(ア) 企業倫理の確立と法令等遵守を経営の最重要課題として位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組みます。

(イ) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行います。

(ウ) コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（エ）当行および子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談できるよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。
（オ）顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。
（カ）会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適正性を確保します。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。
（キ）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

（ア）取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき適正に保存、管理します。また、取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとします。
（イ）開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の事項

（ア）リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。
（イ）頭取を委員長とするリスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。
（ウ）各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針･規程等を定め、損害･損失の発生等を抑制する体制を構築します。
（エ）監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果、法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、直ちに取締役会ならびに監査等委員会等に報告するものとします。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための事項

（ア）協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。

（イ）取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、選任された執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。また、取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとします。

⑤当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項

（ア）子会社における業務執行の状況については、子会社管理基準に基づき設置された統括部署が適時報告を受け、適切な管理･指導を行います。

（イ）子会社の損失の危険を管理するため、子会社管理基準を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図ります。

（ウ）子会社は、当行および子会社の経営陣によって協議された当行グループとしての経営方針等を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会ならびに各取締役および各部門の担当職務を明確にし、取締役の職務の執行の効率性確保に努めます。

（エ）子会社にもコンプライアンスにかかる方針および規程を具備させ、コンプライアンスの遵守等の取組みを実施させます。また、当行の監査部署は必要に応じて子会社に立ち入り監査を行います。

（2）監査等委員会の職務の執行のために必要な体制

①監査等委員会の職務の執行ならびに、これを補助すべき取締役および使用人に関する事項

（ア）監査等委員会の職務の執行のため、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）から選任された常勤の監査等委員を置きます。また、監査等委員会の職務を補助する使用人を1名以上配置します。

（イ）監査等委員会の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定については、監査等委員の意見を尊重するなど、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保します。また、当該使用人は監査等委員会の専任として指揮命令権を明確化し、指示の実効性を確保します。

（ウ）なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととします。

②監査等委員会への報告に関する事項

（ア）取締役（監査等委員を除く）および使用人は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告するものとします。

（イ）子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の役職員の職務の執行に関し、重大な法令違反、不正行為または著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した時は、直ちにこれを監査等委員会へ報告するものとします。

（ウ）監査等委員会は、必要に応じて、当行および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めます。

（エ）監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保します。

③監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に関する事項

（ア）監査等委員会は職務の執行上必要と認める費用について予算を計上しておくこととします。また緊急または臨時に支出した費用については当行に費用の償還を請求することができます。

（イ）監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について当行に対して費用等の請求をすることができます。

（ウ）当行は会社法第399条の2第4項に基づき当該請求にかかる費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを速やかに処理します。

④その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

（ア）監査等委員は、常務会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができます。

（イ）監査等委員会は、監査部やリスク統括部等、本部各部から適時適切に情報を受ける体制を整備します。

（ウ）代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう努めます。

＜当行における基本方針の運用状況の概要＞

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期の運用状況の概要は以下のとおりです。

（1）業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための事項

・取締役会においてコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムおよびコンプライアンスホットライン（内部通報制度）を策定・整備し、行内におけるコンプライアンス重視の組織風土の醸成およびその実践の徹底に取組んでおります。

・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を2か月毎に開催し、法令等遵守に関する重要事項の審議を行い、その結果を取締役会に報告しております。

・「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止を定めております。

②取締役の職務の執行に係る効率的な執行の確保ならびに情報の保存および管理に関する事項

・取締役の職務の執行は役付取締役（監査等委員である取締役はこれに含めない）で構成される常務会運営により効率化され、職務の執行に係る情報は適切に管理されております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の事項

・統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取組んでおります。

・リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っています。

・監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役会に報告しております。

④当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための事項

・子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署が業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。

・監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年1回、当行子会社の監査を実施しております。

（2）監査等委員会の職務の執行のために必要な体制

・監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準を定めて運用しております。
・専任の補助使用人を配置し、補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性を確保しております。
・当行および子会社の取締役及び使用人は重大な法令違反等に関して監査等委員会へ報告するものとし、また監査等委員会は必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めております。
・監査等委員会に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役会に要請しております。
・職務の執行上必要と認める費用については、予算計上・事後費用等の手続きによる当行に対する請求権を有しております。
・代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を構築しております。
・常勤監査等委員は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12．その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

・当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以　上

第98期末（2022年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**524,843**	**預金**	**2,466,336**
現金	26,930	当座預金	50,922
預け金	497,913	普通預金	1,577,121
買入金銭債権	**1,005**	貯蓄預金	13,000
商品有価証券	**200**	通知預金	1,312
商品国債	85	定期預金	798,565
商品地方債	114	定期積金	9,801
金銭の信託	**2,948**	その他の預金	15,613
有価証券	**501,419**	**コールマネー**	**20,000**
国債	45,473	**債券貸借取引受入担保金**	**12,000**
地方債	128,801	**借用金**	**349,000**
社債	107,408	借入金	349,000
株式	6,443	**外国為替**	**93**
その他の証券	213,291	売渡外国為替	27
貸出金	**1,882,596**	未払外国為替	65
割引手形	5,348	**その他負債**	**7,159**
手形貸付	105,474	未決済為替借	2
証書貸付	1,682,299	未払法人税等	402
当座貸越	89,472	未払費用	760
外国為替	**7,188**	前受収益	1,737
外国他店預け	7,188	給付補填備金	62
その他資産	**17,194**	金融派生商品	2,533
前払費用	420	資産除去債務	114
未収収益	2,037	その他の負債	1,546
金融商品等差入担保金	3,079	**賞与引当金**	**720**
その他の資産	11,657	**退職給付引当金**	**159**
有形固定資産	**20,833**	**執行役員退職慰労引当金**	**52**
建物	9,978	**睡眠預金払戻損失引当金**	**121**
土地	9,569	**ポイント引当金**	**15**
建設仮勘定	90	**偶発損失引当金**	**227**
その他の有形固定資産	1,194	**再評価に係る繰延税金負債**	**321**
無形固定資産	**4,532**	**支払承諾**	**1,103**
ソフトウェア	2,737	**負債の部合計**	**2,857,312**
その他の無形固定資産	1,794	（純資産の部）	
前払年金費用	**3,205**	**資本金**	**48,868**
繰延税金資産	**2,109**	**資本剰余金**	**30,447**
支払承諾見返	**1,103**	資本準備金	9,376
貸倒引当金	**△9,255**	その他資本剰余金	21,070
		利益剰余金	**34,694**
		利益準備金	1,029
		その他利益剰余金	33,664
		繰越利益剰余金	33,664
		自己株式	**△8**
		株主資本合計	**114,000**
		その他有価証券評価差額金	**△11,728**
		土地再評価差額金	**341**
		評価・換算差額等合計	**△11,387**
		純資産の部合計	**102,613**
資産の部合計	**2,959,925**	**負債及び純資産の部合計**	**2,959,925**

第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**36,545**
資金運用収益	**25,937**	
貸出金利息	20,587	
有価証券利息配当金	4,726	
預け金利息	623	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**8,181**	
受入為替手数料	1,223	
その他の役務収益	6,958	
その他業務収益	**661**	
国債等債券売却益	484	
その他の業務収益	177	
その他経常収益	**1,764**	
償却債権取立益	369	
株式等売却益	830	
金銭の信託運用益	15	
その他の経常収益	549	
経常費用		**31,413**
資金調達費用	**464**	
預金利息	72	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	△1	
債券貸借取引支払利息	393	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	**3,845**	
支払為替手数料	289	
その他の役務費用	3,555	
その他業務費用	**921**	
外国為替売買損	53	
商品有価証券売買損	1	
国債等債券売却損	866	
営業経費	**23,814**	
その他経常費用	**2,366**	
貸倒引当金繰入額	1,331	
貸出金償却	494	
株式等売却損	198	
株式等償却	0	
その他の経常費用	342	
経常利益		**5,132**
特別利益		**82**
固定資産処分益	82	
特別損失		**713**
固定資産処分損	44	
減損損失	93	
債券貸借取引解約損	575	
税引前当期純利益		**4,501**
法人税、住民税及び事業税	**304**	
法人税等調整額	**8**	
法人税等合計		**313**
当期純利益		**4,188**

第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	△0	△0
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	946	29,982	30,929	△7	110,238
当期変動額					
剰余金の配当	82	△495	△412		△412
当期純利益		4,188	4,188		4,188
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分				9	9
土地再評価差額金の取崩		△10	△10		△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	82	3,681	3,764	△1	3,762
当期末残高	1,029	33,664	34,694	△8	114,000

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	439	330	769	111,008
当期変動額				
剰余金の配当				△412
当期純利益				4,188
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				9
土地再評価差額金の取崩				△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,168	10	△12,157	△12,157
当期変動額合計	△12,168	10	△12,157	△8,394
当期末残高	△11,728	341	△11,387	102,613

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轡　田　留美子

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第98期末（2022年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	524,843	預金	2,465,954
買入金銭債権	1,005	コールマネー及び売渡手形	20,000
商品有価証券	200	債券貸借取引受入担保金	12,000
金銭の信託	2,948	借用金	349,000
有価証券	501,352	外国為替	93
貸出金	1,882,596	その他負債	7,197
外国為替	7,188	賞与引当金	743
その他資産	17,224	退職給付に係る負債	96
有形固定資産	20,833	役員退職慰労引当金	3
建物	9,978	執行役員退職慰労引当金	52
土地	9,569	睡眠預金払戻損失引当金	121
建設仮勘定	90	ポイント引当金	15
その他の有形固定資産	1,195	偶発損失引当金	227
無形固定資産	4,533	再評価に係る繰延税金負債	321
ソフトウェア	2,738	支払承諾	1,103
その他の無形固定資産	1,794	負債の部合計	2,856,931
退職給付に係る資産	4,898	（純資産の部）	
繰延税金資産	1,555	資本金	48,868
支払承諾見返	1,103	資本剰余金	30,447
貸倒引当金	△9,255	利益剰余金	34,909
		自己株式	△8
		株主資本合計	114,216
		その他有価証券評価差額金	△11,728
		土地再評価差額金	341
		退職給付に係る調整累計額	1,267
		その他の包括利益累計額合計	△10,119
		純資産の部合計	104,097
資産の部合計	2,961,028	負債及び純資産の部合計	2,961,028

第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**36,680**
資金運用収益	**25,937**	
貸出金利息	20,587	
有価証券利息配当金	4,726	
預け金利息	623	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**8,267**	
その他業務収益	**661**	
その他経常収益	**1,813**	
償却債権取立益	369	
その他の経常収益	1,444	
経常費用		**31,478**
資金調達費用	**464**	
預金利息	72	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△1	
債券貸借取引支払利息	393	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	**3,845**	
その他業務費用	**921**	
営業経費	**23,901**	
その他経常費用	**2,345**	
貸倒引当金繰入額	1,331	
その他の経常費用	1,014	
経常利益		**5,201**
特別利益		**82**
固定資産処分益	82	
特別損失		**713**
固定資産処分損	44	
減損損失	93	
債券貸借取引解約損	575	
税金等調整前当期純利益		**4,570**
法人税、住民税及び事業税	**327**	
法人税等調整額	**8**	
法人税等合計		**336**
当期純利益		**4,233**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,233**

第98期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	31,099	△7	110,408
当期変動額					
剰余金の配当			△412		△412
親会社株主に帰属する当期純利益			4,233		4,233
自己株式の取得				△11	△11
自己株式の処分		△0		9	9
土地再評価差額金の取崩			△10		△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△0	3,810	△1	3,808
当期末残高	48,868	30,447	34,909	△8	114,216

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	439	330	1,132	1,902	112,310
当期変動額					
剰余金の配当					△412
親会社株主に帰属する当期純利益					4,233
自己株式の取得					△11
自己株式の処分					9
土地再評価差額金の取崩					△10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,168	10	135	△12,021	△12,021
当期変動額合計	△12,168	10	135	△12,021	△8,212
当期末残高	△11,728	341	1,267	△10,119	104,097

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　轡　田　留美子

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第98期事業年度における取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の非常勤監査役を兼務しており、監査計画に基づく往査を実施したほか、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受け、経営管理の状況を調査しました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

株式会社　筑波銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　尾　崎　　聡　㊞

常勤監査等委員　杉　山　　勉　㊞

監査等委員　横　井　のり枝　㊞

監査等委員　鈴　木　大　輔　㊞

監査等委員　田　宮　弘　志　㊞

監査等委員　瀬　尾　純一郎　㊞

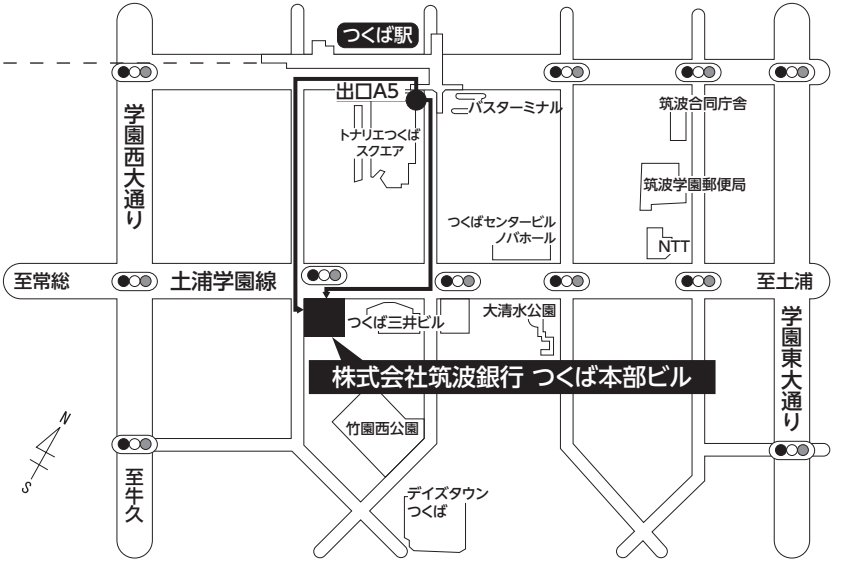
（注）１．監査等委員横井のり枝、鈴木大輔、田宮弘志及び瀬尾純一郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２．当行は、2021年６月24日開催の第97期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年４月１日から上記株主総会終了時までの監査につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

＝株主総会会場のご案内＝

当行つくば本部ビル　所在地　茨城県つくば市竹園一丁目7番
電　話　029(859)8111(大代表)

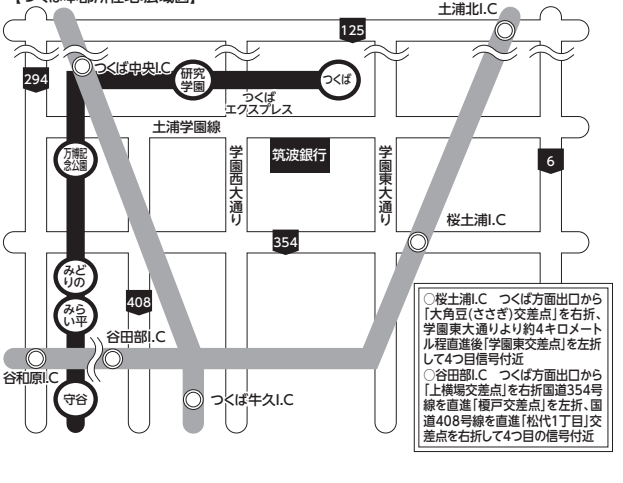


○交通および送迎のご案内

鉄道：つくばエクスプレス（ＴＸ）「つくば」駅下車徒歩７分（出口Ａ５番）

バス：ＪＲ常磐線　土浦駅・荒川沖駅・ひたち野うしく駅からつくばセンター行下車７分

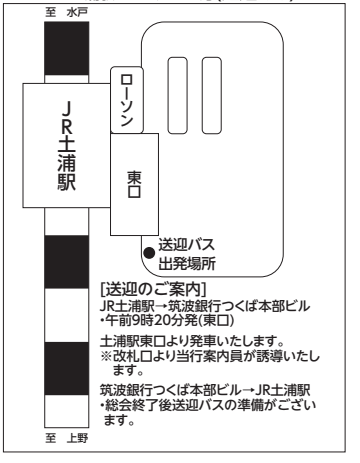
【つくば本部所在地:広域図】



○桜土浦I.C　つくば方面出口から「大角豆(ささげ)交差点」を右折、学園東大通りより約4キロメートル程直進後「学園東交差点」を左折して4つ目信号付近

○谷田部I.C　つくば方面出口から「上横場交差点」を右折国道354号線を直進「榎戸交差点」を左折、国道408号線を直進「松代1丁目」交差点を右折して4つ目の信号付近

JR土浦駅よりお越しの方(送迎あり)



[送迎のご案内]
JR土浦駅→筑波銀行つくば本部ビル
・午前9時20分発(東口)

土浦駅東口より発車いたします。
※改札口より当行案内員が誘導いたします。

筑波銀行つくば本部ビル→JR土浦駅
・総会終了後送迎バスの準備がございます。